

## 沼津市公認婚活サポーター「縁結び隊」募集要項

結婚を希望する方々が円滑に結婚できるよう、未婚者に対して男女の出会いをボランティアでお手伝いしていただく、沼津市公認婚活サポーター「縁結び隊」の隊員を募集します。

### 1 募集対象

次の要件をすべて満たす方

- (1) 市内在住で20歳以上であること。
- (2) ボランティアで婚活支援活動を行えること。
- (3) 結婚紹介業者でないこと又は結婚紹介業者と契約している者ではないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等に該当していないこと。

### 2 活動内容

次の活動を自主的に行っていただきます。ノルマ等はありません。

- (1) 出会いの相談・仲介
- (2) 婚活イベント情報等の提供
- (3) 結婚することによる幸福についての意識啓発
- (4) その他、結婚を望む人を支援する活動

### 3 応募方法

沼津市公認婚活サポーター「縁結び隊」登録申込書（第1号様式）と誓約書（第2号様式）に必要事項を記入押印の上、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写しいずれか一つ）を添えて沼津市役所企画部政策企画課まで提出してください。

申込受付後、書類等による審査を通過した方に、認定式及び講習会のご案内を送付いたします。

認定証の交付及び講習会の受講後、「縁結び隊」隊員として沼津市ホームページ上で紹介し、活動をスタートしていただきます。

### 4 取消規定

次の行為があった場合は、認定の取り消しなどを行います。

- (1) 上記1募集対象の要件に反する行為があったと認められる場合
- (2) 誓約書の記載事項に反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合
- (3) 上記に関わらず、社会的信用を損なう恐れがある等、縁結び隊員として不適切であると認められる場合

## 5 留意事項

- (1) 縁結び隊員の登録期間は登録した日の属する年度の末日までとしますが、登録期間満了の10日前までに辞退の申し出がない限り翌年度も更新し、その後も同様とします。
- (2) 縁結び隊として認定された場合、同意をいただいた上で、氏名とお住まいの地域（番地は非公開）を沼津市ホームページ上で公開させていただきます。
- (3) 活動はボランティアとして行っていただきます。営利を目的とした活動は禁止します。
- (4) 沼津市公認婚活サポーター「縁結び隊」活動報告書（第3号様式）により、市に活動報告を行っていただきます（月1回）。
- (5) 活動報告を兼ねた意見交換会を開催します（年6回程度）。
- (6) 縁結び隊員主体の交流イベントを実施していきます（年数回）。
- (7) 相談者及びその関係者等とのトラブルが生じて、市は責任を負いません。
- (8) 活動にあたっては、個人情報の保護に関する法律、沼津市個人情報保護条例を順守してください。

### <お問い合わせ先>

〒410-8601

沼津市御幸町16-1

沼津市役所企画部政策企画課企画係

電話：055-934-4704      FAX：055-934-5011

E-mail：kikaku@city.numazu.lg.jp